

1. 空き家バンク制度をよりよく推進するためには

開成町は、平成30年3月から町内の空き家を「売りたい」「貸したい」ことを希望している所有者と利用希望者をつなぐ架け橋をする取り組みとして空き家バンク制度を導入した。

平成26年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布されたが、平成27年から本町内の空き家等の数の推移を見ると当時は空き家が18件、有害の恐れのある特定空き家等は5件となっている。その後、平成30年3月の自治会別集計では、空き家が34件と3年で倍近く増えている。特定空き家等については3件と減っている。

町内には、高齢単身世帯の隣家が空き家のケースもあり、日々不安の中で生活をされている方もいる。核家族化が進んでいる現状では、この様な現象の発生は否めないと考える。

また、町で定めている空き家バンク実施要綱には、空き家の有効活用を通じて定住促進等による地域の活性化を図るため必要な事項を定めるとの趣旨も謳っている。

そこで次の質問をする。

- ① 今後、増える空き家に対してどの様な具体策を展開するのか。
- ② 定住促進策による地域の活性化をどの様に考えてるか。
- ③ 北部・中部地域に多い空き家対策として首都圏に向けPRする考えはないか。